

吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案に対する意見募集について

案 件 名	吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案	
政策等の案の題名	吹田市建築基準法施行細則（改正）	
政策等の案の趣旨と概要	<p>建築基準法が改正され、市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕又は大規模の様替（以下「大規模修繕等」という。）であって、安全性等が担保されている場合に、接道義務等の既存不適格について、現行基準を適用しないこととなりました。</p> <p>現行基準が適用されない大規模修繕等の範囲は、建築基準法施行令により、当該建築物の利用者の増加が見込まれる用途の変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁（市長）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものと定められております。</p> <p>上記の特定行政庁（市長）の認定の申請書に添付する図書又は書面については、建築基準法施行規則で特定行政庁（市長）が規則で定めることとされていますので、必要な添付図書等を定めるため、吹田市建築基準法施行細則を改正するものです。</p>	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案
	関連資料	吹田市建築基準法施行細則（現行）
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。	
	1. 吹田市役所 低層棟2階 開発審査室（213番窓口）	
	2. 吹田市役所 低層棟2階市民自治推進室（219番窓口）横パブリックコメント専用ラック	
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本細則が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	令和6年(2024年)2月7日（水曜日）～令和6年(2024年)3月7日（木曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 都市計画部 開発審査室 建築許認可担当
	ファックス	06-6368-9901 吹田市 都市計画部 開発審査室 建築許認可担当
	電子メール	kenshido@city.suita.osaka.jp 吹田市 都市計画部 開発審査室 建築許認可担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	電子申込システム	リンク先アドレス https://apply.e-tumo.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10942
	直接提出	吹田市役所 低層棟2階（213番窓口） 吹田市 都市計画部 開発審査室 建築許認可担当 受付は、月曜日から金曜日まで（祝日の2月12日、2月23日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注 意 事 項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年(2024年)4月頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市 都市計画部 開発審査室 建築許認可担当 電話：06-6384-1972	